

都留市と株式会社山梨中央銀行との連携に関する協定書

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保管する。

都留市（以下「甲」という。）と株式会社山梨中央銀行（以下「乙」という。）とは、都留市の地方創生に向けた相互の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

平成29年4月24日

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと相互に協力することにより、都留市の地方創生に資することを目的とする。

甲 山梨県都留市上谷一丁目1番1号

都留市長

堀内 富久 

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

乙 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

株式会社山梨中央銀行
代表取締役頭取

進藤 中 

(1) 移住定住促進、子育て支援に関すること

(2) 農商工業の活性化に関すること

(3) 観光振興、まちづくりに関すること

(4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において、相手方より知り得た情報のうち、引継ぎ情報として相手方が指定したものについては、この協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間の3ヶ月前までに甲又は乙から更新しない旨の意思表示がないときは、さらに5年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第5条 協定に定めるもののほか、連携に関し必要な事項は、協議して決定する。